

技術提案等における評価内容の履行確保に関する特約条項

入札時に加算評価された技術提案、配置予定技術者の実績及び市内本店業者の活用率に係る評価の項目と個々の加算点、並びにその取扱いについては、以下のとおりとする。

1 評価の項目と加算点

(1) 技術提案

ア 技術提案1 【業務実施計画】

- (ア) 事例が少ない DB 事業にあつて、設計から施工へ円滑に移行する業務実施方針及び全工程を通じた業務実施体制について提案を求める。
- (イ) 施工時に発生が予見される様々なリスクに対する回避手法について提案を求める。

0.00/3.00 点

※技術提案内容を記載する

イ 技術提案2 【①物価上昇等に対するコスト管理手法】

- (ア) 物価や人件費等の上昇を見据えた設計・施工段階での事業費超過を抑制するコスト管理手法及び超過リスクを低減するコスト管理手法を求める。

0.00/3.00 点

※技術提案内容を記載する。

ウ 技術提案2 【②イニシャルコスト低減に繋げるコスト削減案】

- (ア) 要求水準を満たした上で、基本設計を理解し、イニシャルコストを低減する提案を求める。

0.00/3.00 点

※技術提案内容を記載する。

エ 技術提案3 【スケジュール管理手法】

- (ア) 契約工期を遵守するための具体的な工程管理手法を求める。

0.00/3.00 点

※技術提案内容を記載する。

オ 技術提案4 【地域貢献】

- (ア) 市内本店業者の活用率だけでなく、その他の具体的な地域活性化への取組、手法の提案を求める。

※技術提案内容を記載する。

(2) 配置予定技術者の実績

- ・ 監理技術者の同種工事又は類似工事の施工実績 : 0.00/1.00点
- ・ 管理技術者の同種工事又は類似工事の設計実績 : 0.00/1.00点
- ・ 統括責任者の同種工事又は類似工事の施工又は設計実績 : 0.00/1.00点

(3) 市内本店業者の活用率

0.00/2.50点

2 技術提案等における内容の履行確保について

- (1) 技術提案書に記載されたすべての内容について、履行状況の検査を行う。
- (2) 受注者の責めにより技術提案書の内容が履行されず、評価内容が満足できないと認められる場合は、次のア、イの計算方法により、減点分を金額換算（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）し、工事目的物の完成期限前においては減額変更を、工事目的物の完成期限後においては損害賠償請求を行う。なお、工事請負契約約款第54条の規定は、本損害賠償請求について適用する。

ア 市内本店業者の活用率

(ア) 契約金額に変更が生じた場合、変更後の契約金額を用いて、活用率を算出する。

(イ) (ア)の活用率の算出に用いる変更後の契約金額に相当する額は、変更の原因等を発注者と協議した上で、決定する。

$$\text{減額金額（損害賠償請求額）} = \{1 - (100 + \delta + \varepsilon) / (100 + \alpha)\} \times D$$

D：当初の契約金額又は変更が生じた場合は、(イ)に掲げる変更後の契約金額

α ：当初の加算点（全項目）

δ ：達成度合いに応じて再計算した加算点（市内本店業者の活用率）

ε ：当初の加算点（市内本店業者の活用率以外の項目）

イ 市内本店業者の活用率以外の項目

$$\text{減額金額（損害賠償請求額）} = \{1 - (100 + \beta + \gamma) / (100 + \alpha)\} \times C$$

C：契約金額

α ：当初の加算点（全項目）

β ：達成度合いに応じて再計算した加算点（市内本店業者の活用率を除く項目）

γ ：当初の加算点（市内本店業者の活用率）

- (3) 技術提案書に記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は資格停止措置を行うことがある。